

芝浦セムテックは『皆さまの環境サポートのエクセレントパートナー』を目指しています

溶接ヒューム濃度測定期限迫る！！（令和4年3月末まで）

【法令事項】

継続的に金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場での空気中の溶接ヒューム濃度測定

【法令期限】

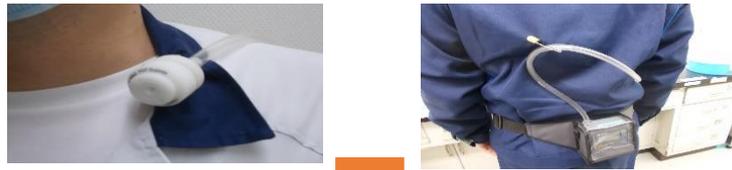
令和4年3月31日までに測定実施

溶接ヒューム紹介動画を
YouTubeで公開中



測定がお済みでない事業者様、多数の実績がある当社へぜひお問合せください！！

労働者の襟元にサンプラー、腰にポンプを装着し、
溶接等作業中の空気を捕集致します。



溶接等作業終了後、サンプラー、ポンプを回収し
サンプラーにセットしたろ紙を分析致します。



捕集前

捕集後①
ヒューム量少ない

捕集後②
ヒューム量多い

溶接ヒューム濃度測定
呼吸用保護具選定支援
環境改善検討支援



出典：興研株式会社

報告書作成



芝浦セムテック株式会社

HP : <https://www.s-semtek.co.jp/>
E-Mail : semtek_info@s-semtek.co.jp

環境測定部 作業環境課

住所 〒410-8510 静岡県沼津市大岡2068-3

電話 055-926-5170 FAX 055-925-6556

担当 井出・齋藤

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は下表のスケジュールで施行されます

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定 ・呼吸用保護具の使用等	<p>現に、<u>継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。</u> ※測定を行った場合は、令和4年3月31日までに「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。</p> <p>・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。</p>											
特定化学物質 作業主任者の選任	<p>選任義務(4/1～)</p>											
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置	<p>実施義務(4/1～)</p>											

- ①溶接ヒューム測定
※令和4年3月末まで!!
- ②作業環境改善
- ③溶接ヒュームの再測定(確認)
- ④適切な呼吸用保護具を用いた作業
- ⑤呼吸用保護具の適切な管理
※施行は令和5年4月1日に延期されました

**溶接ヒューム濃度測定は令和4年3月31日までが法令期限です!!
100件超の測定実績のある当社までお気軽にご相談ください!!**